

「クレーン遠隔稼働管理システムの利用に関する覚書」変更のお知らせ

2023年11月15日を効力発生日として、「クレーン遠隔稼働管理システムの利用に関する覚書」を変更いたします。詳細につきましては、下記の新旧対照表をご確認ください。

新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条 現行通り	第1条 省略
第2条 現行通り	第2条 省略
<p>第3条（本件情報の閲覧）</p> <p>1. 甲が本件情報の閲覧を希望する場合</p> <p>① 乙は購入契約本覚書の締結日より30日以内に甲に対して利用者ID及び仮パスワードを発行します。</p> <p>② インターネットを利用するための接続料金、プロバイダ料金等は別に甲のご負担となります。</p> <p>③ 情報を閲覧するためには、以下の環境を甲にて用意していただくことが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用できる環境の準備（Microsoft IE6.0Edge以降のブラウザのインストールされたパソコン、プロバイダへの入会等） ● 乙が発行する利用者ID及び仮パスワード（パスワードは初回時を仮として乙が発行。初回ログイン時に甲にて任意のパスワードへ変更していただきます。その後90日毎にパスワードの変更が必要です） ● ダウンロードしたファイルの取扱のためにMicrosoft Office20002016以降のExcel ● Google社が提供するGoogleEarth™地図サービスアプリケーション（必須ではありません）GoogleEarth™地図サービスアプリケーションはGoogle社から提供されるもので本クレーン遠隔稼働管理システムのサービス範囲外となります。インストール及び使用方法詳細 	<p>第3条（本件情報の閲覧）</p> <p>1. 甲が本件情報の閲覧を希望する場合</p> <p>① 乙は購入契約締結日より30日以内に甲に対して利用者ID及び仮パスワードを発行します。</p> <p>② インターネットを利用するための接続料金、プロバイダ料金等は別に甲のご負担となります。</p> <p>③ 情報を閲覧するためには、以下の環境を甲にて用意していただくことが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用できる環境の準備（Microsoft IE6.0以降のブラウザのインストールされたパソコン、プロバイダへの入会等） ● 乙が発行する利用者ID及び仮パスワード（パスワードは初回時を仮として乙が発行。初回ログイン時に甲にて任意のパスワードへ変更していただきます。その後90日毎にパスワードの変更が必要です） ● ダウンロードしたファイルの取扱のためにMicrosoft Office2000以降のExcel ● Google社が提供するGoogleEarth™地図サービスアプリケーション（必須ではありません）GoogleEarth™地図サービスアプリケーションはGoogle社から提供されるもので本クレーン遠隔稼働管理システムのサービス範囲外となります。インストール及び使用方法詳細情

新	旧
<p>情報の入手については甲の責任において実施することになります。</p> <p>2. 甲が本件情報の閲覧を希望しない場合</p> <p>① 甲が本件情報の閲覧を希望しない場合においては、乙はクレーン遠隔稼働管理装置の有効、無効化を選択できます。</p> <p>② 本件情報の閲覧を希望しない場合であっても、甲は、乙が本件情報を収集・閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を行うことをあらかじめ了承いたします。</p>	<p>報の入手については甲の責任において実施することになります。</p> <p>2. 甲が本件情報の閲覧を希望しない場合</p> <p>① 甲が本件情報の閲覧を希望しない場合においては、乙はクレーン遠隔稼働管理装置の有効、無効化を選択できます。</p> <p>② 本件情報の閲覧を希望しない場合であっても、甲は、乙が本件情報を収集・閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を行うことをあらかじめ了承いたします。</p>
<p>第4条（免責）</p> <p>1. 以下に示すものおよびこれに類する状況の発生により、甲による本件情報が閲覧不能或いは閲覧に制約が発生する場合、また本件情報の損失或いは閲覧に遅延等が生じる場合があります。これにより生じた甲の損害について乙は補償しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然災害 ② クレーン遠隔稼働管理装置の故障 ③ クレーン遠隔稼働管理システムを構成するサーバのメンテナンスおよび故障等 ④ クレーン遠隔稼働管理システムのために乙が利用する無線通信会社の事情による通信障害 ⑤ 本件機械が電波の届かない地域或いは日本国外にある場合 ⑥ 甲がインターネットの利用のために契約する通信会社、プロバイダの事情によりインターネット閲覧ができない場合 ⑦ その他甲の事情によりインターネットの利用ができない場合 <p>2. 乙は、第2条により甲が閲覧する本件情報について、その正確性および有効性を保証するものではありません。</p> <p>3. 乙は、クレーン遠隔稼働管理システムにより甲が閲覧できる本件情報の内容、およびクレーン遠隔稼働管理システムの仕様等を、甲に事前の連絡を行うことなく変更することがあります。</p> <p>4. 3.クレーン遠隔稼働管理システムは、本件情報</p>	<p>第4条（免責）</p> <p>1. 以下に示すものおよびこれに類する状況の発生により、甲による本件情報が閲覧不能或いは閲覧に制約が発生する場合、また本件情報の損失或いは閲覧に遅延等が生じる場合があります。これにより生じた甲の損害について乙は補償しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然災害 ② クレーン遠隔稼働管理装置の故障 ③ クレーン遠隔稼働管理システムを構成するサーバのメンテナンスおよび故障等 ④ クレーン遠隔稼働管理システムのために乙が利用する無線通信会社の事情による通信障害 ⑤ 本件機械が電波の届かない地域或いは日本国外にある場合 ⑥ 甲がインターネットの利用のために契約する通信会社、プロバイダの事情によりインターネット閲覧ができない場合 ⑦ その他甲の事情によりインターネットの利用ができない場合 <p>2. 乙は、第2条により甲が閲覧する本件情報について、その正確性および有効性を保証するものではありません。</p> <p>3. 乙は、クレーン遠隔稼働管理システムにより甲が閲覧できる本件情報の内容、およびクレーン遠隔稼働管理システムの仕様等を、甲に事前の連絡を行うことなく変更することがあります。</p> <p>3. クレーン遠隔稼働管理システムは、本件情報を収</p>

【対象：お客様向け・2社間覚書】

新	旧												
<p>を収集することにより甲による本件機械の保守管理性を向上させることを目的とするものです。本件機械の保守管理は甲の責任により行われるものであり、乙は、本覚書の締結により、本件情報の閲覧・確認および甲への通知を含め、本件機械の保守管理につき何ら義務を負うものではありません。</p>	<p>集することにより甲による本件機械の保守管理性を向上させることを目的とするものです。本件機械の保守管理は甲の責任により行われるものであり、乙は、本覚書の締結により、本件情報の閲覧・確認および甲への通知を含め、本件機械の保守管理につき何ら義務を負うものではありません。</p>												
第5条 現行通り	第5条 省略												
第6条 現行通り	第6条 省略												
第7条 現行通り	第7条 省略												
第8条 現行通り	第8条 省略												
第9条 現行通り	第9条 省略												
<p>第10条（本件情報閲覧の希望意思確認）</p> <p>1. 甲は本件情報の閲覧希望有無について下記の選択項目に☑印を記します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">甲</th> <th style="width: 95%;">確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>本件情報閲覧希望します（本契約本覚書で定められた本件情報の閲覧を希望し、本契約本覚書の内容に同意します）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>本件情報閲覧不要です（本契約本覚書で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）</td> </tr> </tbody> </table>	甲	確認事項	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧希望します（ 本契約本覚書 で定められた本件情報の閲覧を希望し、 本契約本覚書 の内容に同意します）	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧不要です（ 本契約本覚書 で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）	<p>第10条（本件情報閲覧の希望意思確認）</p> <p>2. 甲は本件情報の閲覧希望有無について下記の選択項目に☑印を記します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">甲</th> <th style="width: 95%;">確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>本件情報閲覧希望します（本契約で定められた本件情報の閲覧を希望し、本契約の内容に同意します）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>本件情報閲覧不要です（本契約で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）</td> </tr> </tbody> </table>	甲	確認事項	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧希望します（本契約で定められた本件情報の閲覧を希望し、本契約の内容に同意します）	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧不要です（本契約で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）
甲	確認事項												
<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧希望します（ 本契約本覚書 で定められた本件情報の閲覧を希望し、 本契約本覚書 の内容に同意します）												
<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧不要です（ 本契約本覚書 で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）												
甲	確認事項												
<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧希望します（本契約で定められた本件情報の閲覧を希望し、本契約の内容に同意します）												
<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧不要です（本契約で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）												

「クレーン遠隔稼働管理システムの利用に関する覚書」変更のお知らせ

2023年11月15日を効力発生日として、「クレーン遠隔稼働管理システムの利用に関する覚書」を変更いたします。詳細につきましては、下記の新旧対照表をご確認ください。

新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条 現行通り	第1条 省略
第2条 現行通り	第2条 省略
<p>第3条（本件情報の閲覧）</p> <p>1. 甲、乙が本件情報の閲覧を希望する場合</p> <p>① 甲、乙は購入契約本覚書の締結日より30日以内に甲、乙のうち、<u>本件情報の閲覧を希望する者</u>（以下「<u>閲覧希望者</u>」）に対して利用者ID及び仮パスワードを発行します。</p> <p>② インターネットを利用するための接続料金、プロバイダ料金等は<u>上記の有償情報サービスとは別に甲、乙閲覧希望者</u>のご負担となります。</p> <p>③ 情報を閲覧するためには、以下の環境を<u>甲、乙閲覧希望者</u>にて用意していただくことが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用できる環境の準備（Microsoft IE6.0Edge以降のブラウザのインストールされたパソコン、プロバイダへの入会等） ● 丙が発行する利用者ID及び仮パスワード（パスワードは初回時を仮として丙が発行。初回ログイン時に<u>甲、乙閲覧希望者</u>にて任意のパスワードへ変更していただきます。その後90日毎にパスワードの変更が必要です） ● ダウンロードしたファイルの取扱のためにMicrosoft Office2000<u>2016</u>以降のExcel ● Google社が提供するGoogleEarth™地図サービスアプリケーション（必須ではありません）GoogleEarth™地図サービスアプリケーションはGoogle社から提供されるもので本クレーン 	<p>第3条（本件情報の閲覧）</p> <p>1. 甲、乙が本件情報の閲覧を希望する場合</p> <p>① 甲、乙は購入契約締結日より30日以内に甲に対して利用者ID及び仮パスワードを発行します。</p> <p>② インターネットを利用するための接続料金、プロバイダ料金等は上記の有償情報サービスとは別に甲、乙のご負担となります。</p> <p>③ 情報を閲覧するためには、以下の環境を甲、乙にて用意していただくことが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用できる環境の準備（Microsoft IE6.0以降のブラウザのインストールされたパソコン、プロバイダへの入会等） ● 丙が発行する利用者ID及び仮パスワード（パスワードは初回時を仮として丙が発行。初回ログイン時に甲、乙にて任意のパスワードへ変更していただきます。その後90日毎にパスワードの変更が必要です） ● ダウンロードしたファイルの取扱のためにMicrosoft Office2000以降のExcel ● Google社が提供するGoogleEarth™地図サービスアプリケーション（必須ではありません）GoogleEarth™地図サービスアプリケーションはGoogle社から提供されるもので本クレーン

新	旧
<p>クレーン遠隔稼働管理システムのサービス範囲外となります。インストール及び使用方法詳細情報の入手については甲、乙<u>閲覧希望者</u>の責任において実施することになります。</p> <p>2. 甲、乙が本件情報の閲覧を希望しない場合</p> <p>① 甲、乙双方が本件情報の閲覧を希望しない場合においては、丙はクレーン遠隔稼働管理装置の有効、無効化を選択できます。</p> <p>② 本件情報の閲覧を希望しない場合であっても、丙は甲、乙は、丙が本件情報を収集・閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を行うことをあらかじめ了承いたします。</p>	<p>遠隔稼働管理システムのサービス範囲外となります。インストール及び使用方法詳細情報の入手については甲、乙の責任において実施することになります。</p> <p>2. 甲、乙が本件情報の閲覧を希望しない場合</p> <p>① 甲、乙が本件情報の閲覧を希望しない場合においては、丙はクレーン遠隔稼働管理装置の有効、無効化を選択できます。</p> <p>② 本件情報の閲覧を希望しない場合であっても、丙は、甲、乙が本件情報を収集・閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を行うことをあらかじめ了承いたします。</p>
<p>第4条（免責）</p> <p>1. 以下に示すものおよびこれに類する状況の発生により、甲、乙<u>閲覧希望者</u>による本件情報が閲覧不能或いは閲覧に制約が発生する場合、また本件情報の損失或いは閲覧に遅延等が生じる場合があります。これにより生じた甲、乙<u>閲覧希望者</u>の損害については丙は補償しません。</p> <p>① 自然災害</p> <p>② クレーン遠隔稼働管理装置の故障</p> <p>③ クレーン遠隔稼働管理システムを構成するサーバのメンテナンスおよび故障等</p> <p>④ クレーン遠隔稼働管理システムのために丙が利用する無線通信会社の事情による通信障害</p> <p>⑤ 本件機械が電波の届かない地域或いは日本国外にある場合</p> <p>⑥ 甲、乙<u>閲覧希望者</u>がインターネットの利用のために契約する通信会社、プロバイダの事情によりインターネット閲覧ができない場合</p> <p>⑦ その他甲、乙<u>閲覧希望者</u>の事情によりインターネットの利用ができない場合</p> <p>2. 丙は、第2条により甲、乙<u>閲覧希望者</u>が閲覧する本件情報について、その正確性および有効性を保証するものではありません。</p> <p>3. 丙は、クレーン遠隔稼働管理システムにより甲、乙<u>閲覧希望者</u>が閲覧できる本件情報の内容、およびクレーン</p>	<p>第4条（免責）</p> <p>1. 以下に示すものおよびこれに類する状況の発生により、甲、乙による本件情報が閲覧不能或いは閲覧に制約が発生する場合、また本件情報の損失或いは閲覧に遅延等が生じる場合があります。これにより生じた甲、乙の損害については丙は補償しません。</p> <p>① 自然災害</p> <p>② クレーン遠隔稼働管理装置の故障</p> <p>③ クレーン遠隔稼働管理システムを構成するサーバのメンテナンスおよび故障等</p> <p>④ クレーン遠隔稼働管理システムのために丙が利用する無線通信会社の事情による通信障害</p> <p>⑤ 本件機械が電波の届かない地域或いは日本国外にある場合</p> <p>⑥ 甲、乙がインターネットの利用のために契約する通信会社、プロバイダの事情によりインターネット閲覧ができない場合</p> <p>⑦ その他甲、乙の事情によりインターネットの利用ができない場合</p> <p>2. 丙は、第2条により甲、乙が閲覧する本件情報について、その正確性および有効性を保証するものではありません。</p> <p>3. 丙は、クレーン遠隔稼働管理システムにより甲、乙が閲覧できる本件情報の内容、およびクレーン</p>

新	旧
<p>びクレーン遠隔稼働管理システムの仕様等を、 甲、乙閲覧希望者に事前の連絡を行うことなく丙は変更することがあります。</p> <p>4. クレーン遠隔稼働管理システムは、本件情報を収集することにより甲、乙による本件機械の保守管理性を向上させることを目的とするものです。本件機械の保守管理は甲、乙の責任により行われるものであり、丙は、本覚書の締結により、本件情報の閲覧・確認および甲、乙への通知を含め、本件機械の保守管理につき何ら義務を負うものではありません。</p>	<p>遠隔稼働管理システムの仕様等を、甲、乙に事前の連絡を行うことなく丙は変更することがあります。</p> <p>4. クレーン遠隔稼働管理システムは、本件情報を収集することにより甲、乙による本件機械の保守管理性を向上させることを目的とするものです。本件機械の保守管理は甲、乙の責任により行われるものであり、丙は、本覚書の締結により、本件情報の閲覧・確認および甲、乙への通知を含め、本件機械の保守管理につき何ら義務を負うものではありません。</p>
<p>第5条（守秘義務）</p> <p>1. 丙は本件情報を甲、乙の事前の承諾を得ることなく第三者に提示しません。但し、以下の場合を除くものとします。</p> <p>① クレーン遠隔稼働管理システムを運営する丙及び丙のグループ会社や指定サービス工場や本件機械を販売する神戸製鋼グループの販売会社がその運営に必要とした場合</p> <p>② 本覚書の目的達成のために必要と、甲、乙丙が認めた場合</p> <p>③ 法令に基づき開示を求められた場合</p> <p>④ 複数台から本件情報を集計し、個別認識が不可能な状態に加工した上で、統計データ等として使用する場合</p> <p>2. 甲、乙丙は、前項第1号および第2号により第三者に本件情報を開示しようとする場合には、本覚書により甲、乙に対して丙が負うと同等の守秘義務を当該第三者に負わせるものとします。</p>	<p>第5条（守秘義務）</p> <p>1. 丙は本件情報を甲、乙の事前の承諾を得ることなく第三者に提示しません。但し、以下の場合を除くものとします。</p> <p>① クレーン遠隔稼働管理システムを運営する丙及び丙の指定サービス工場や本件機械を販売する神戸製鋼グループの販売会社とその運営に必要とした場合</p> <p>② 本覚書の目的達成のために必要と、甲、乙が認めた場合</p> <p>③ 法令に基づき開示を求められた場合</p> <p>④ 複数台から本件情報を集計し、個別認識が不可能な状態に加工した上で、統計データ等として使用する場合</p> <p>2. 甲、乙は、前項第1号および第2号により第三者に本件情報を開示しようとする場合には、本覚書により甲、乙に対して丙が負うと同等の守秘義務を当該第三者に負わせるものとします。</p>
第6条 現行通り	第6条 省略
第7条 現行通り	第7条 省略
<p>第8条（覚書の変更）</p> <p>1. 乙丙は、本覚書を甲、乙の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。</p> <p>2. 乙丙は、本覚書を変更する場合には、効力発生日より事前に、本覚書を変更する旨およびその変更後の覚書を、クレーン遠隔稼働管理システムのウェブサイトその他相当な手段により掲示または通知</p>	<p>第8条（覚書の変更）</p> <p>1. 乙は、本覚書を甲の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。</p> <p>2. 乙は、本覚書を変更する場合には、効力発生日より事前に、本覚書を変更する旨およびその変更後の覚書を、クレーン遠隔稼働管理システムのウェブサイトその他相当な手段により掲示または通知</p>

新	旧																		
<p>知します。</p> <p>3. 変更後の覚書の効力発生日以後に甲、乙がクレーン遠隔稼働管理システムを利用したときは、甲、乙が本覚書の変更へ同意したものとみなします。</p>	<p>知します。</p> <p>3. 変更後の覚書の効力発生日以後に甲がクレーン遠隔稼働管理システムを利用したときは、甲が本覚書の変更へ同意したものとみなします。</p>																		
第9条 現行通り	第9条 省略																		
<p>第10条（本件情報閲覧の希望意思確認）</p> <p>3. 甲、乙は本件情報の閲覧希望の有無について下記の選択項目にレ印を記します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>甲</th> <th>乙</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>本件情報閲覧希望します（本契約本覚書で定められた本件情報の閲覧を希望し、本契約本覚書の内容に同意します）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>本件情報閲覧不要です（本契約本覚書で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙、丙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）</td> </tr> </tbody> </table>	甲	乙	確認事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧希望します（ 本契約本覚書 で定められた本件情報の閲覧を希望し、 本契約本覚書 の内容に同意します）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧不要です（ 本契約本覚書 で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、 乙 、丙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）	<p>第10条（本件情報閲覧の希望意思確認）</p> <p>4. 甲、乙は本件情報の閲覧希望の有無について下記の選択項目にレ印を記します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>甲</th> <th>乙</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>本件情報閲覧希望します（本契約で定められた本件情報の閲覧を希望し、本契約内容に同意します）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>本件情報閲覧不要です（本契約で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙、丙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）</td> </tr> </tbody> </table>	甲	乙	確認事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧希望します（本契約で定められた本件情報の閲覧を希望し、本契約内容に同意します）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧不要です（本契約で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙、丙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）
甲	乙	確認事項																	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧希望します（ 本契約本覚書 で定められた本件情報の閲覧を希望し、 本契約本覚書 の内容に同意します）																	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧不要です（ 本契約本覚書 で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、 乙 、丙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）																	
甲	乙	確認事項																	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧希望します（本契約で定められた本件情報の閲覧を希望し、本契約内容に同意します）																	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本件情報閲覧不要です（本契約で定められた本件情報の閲覧は希望しないが、乙、丙が本件情報を収集、閲覧すること、第5条の定めに従った第三者への開示を許可します）																	

「クレーン遠隔稼働管理システムの利用に関する覚書」変更のお知らせ

2023年11月15日を効力発生日として、「クレーン遠隔稼働管理システムの利用に関する覚書」を変更いたします。詳細につきましては、下記の新旧対照表をご確認ください。

新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条 現行通り	第1条 省略
第2条 現行通り	第2条 省略
<p>第3条（本件情報の閲覧）</p> <p>1. 甲は本件情報をインターネットを経由して閲覧する権利として本覚書の他にクレーン遠隔稼働管理システム使用契約書（以下、「購入契約」といいます）を乙との間に取交して頂き、購入契約に定める条件に従い、対価をお支払いいただきます。</p> <p>2. 乙は購入契約締結日より30日以内に甲に対して利用者ID及び仮パスワードを発行します。有効期間は1年間とし、購入契約の解約がない限り、毎年送付します。</p> <p>3. インターネットを利用するための接続料金、プロバイダ料金等は上記の有償情報サービスとは別に甲のご負担となります。</p> <p>4. 情報を閲覧するためには、以下の環境を甲にて用意していただくことが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用できる環境の準備（Microsoft IE6.0<u>Edge</u>以降のブラウザのインストールされたパソコン、プロバイダへの入会等）乙が発行するIDの有効期限は1年間であり、経過後は更新が必要です。 ● ダウンロードしたファイルの取扱のためにMicrosoft Office2000<u>2016</u>以降のExcel ● Google社が提供するGoogleEarth™地図サービスアプリケーション（必須ではありません）GoogleEarth™地図サービスアプリケーションはGoogle社から提供されるもので本クレーン遠隔稼働管理システムのサービス範囲外と 	<p>第3条（本件情報の閲覧）</p> <p>1. 甲は本件情報をインターネットを経由して閲覧する権利として本覚書の他にクレーン遠隔稼働管理システム使用契約書（以下、「購入契約」といいます）を乙との間に取交して頂き、購入契約に定める条件に従い、対価をお支払いいただきます。</p> <p>2. 乙は購入契約締結日より30日以内に甲に対して利用者ID及び仮パスワードを発行します。有効期間は1年間とし、購入契約の解約がない限り、毎年送付します。</p> <p>3. インターネットを利用するための接続料金、プロバイダ料金等は上記の有償情報サービスとは別に甲のご負担となります。</p> <p>4. 情報を閲覧するためには、以下の環境を甲にて用意していただくことが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用できる環境の準備（Microsoft IE6.0以降のブラウザのインストールされたパソコン、プロバイダへの入会等）乙が発行するIDの有効期限は1年間であり、経過後は更新が必要です。 ● ダウンロードしたファイルの取扱のためにMicrosoft Office2000以降のExcel ● Google社が提供するGoogleEarth™地図サービスアプリケーション（必須ではありません）GoogleEarth™地図サービスアプリケーションはGoogle社から提供されるもので本クレーン遠隔稼働管理システムのサービス範囲外と

新	旧
なります。インストール及び使用方法詳細情報の入手については甲の責任において実施することになります。	なります。インストール及び使用方法詳細情報の入手については甲の責任において実施することになります。
第4条 現行通り	第4条 省略
第5条 現行通り	第5条 省略
第6条 現行通り	第6条 省略
第7条 現行通り	第7条 省略
<p>第8条（覚書の変更）</p> <p>1. 乙は、本覚書を甲の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。</p> <p>2. 乙は、本覚書を変更する場合には、効力発生日より事前に、本覚書を変更する旨およびその変更後の覚書を、クレーン遠隔稼働管理システムのウェブサイトその他相当な手段により掲示または通知します。</p> <p>3. 2.変更後の覚書の効力発生日以後に甲がクレーン遠隔稼働管理システムを利用したときは、甲が本覚書の変更に同意したものとみなします。</p>	<p>第8条（覚書の変更）</p> <p>1. 乙は、本覚書を甲の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。</p> <p>2. 乙は、本覚書を変更する場合には、効力発生日より事前に、本覚書を変更する旨およびその変更後の覚書を、クレーン遠隔稼働管理システムのウェブサイトその他相当な手段により掲示または通知します。</p> <p>2. 変更後の覚書の効力発生日以後に甲がクレーン遠隔稼働管理システムを利用したときは、甲が本覚書の変更に同意したものとみなします。</p>
第9条 現行通り	第9条 省略
第10条 現行通り	第10条 省略